

見案二

件を原案どおり 閉会しました。

設工

時

会

は八月二十七日に

第

Ŧī.

口 幌

延

町 ` 議 会

( 臨

つい

開会され、

議案一

件、

決し、

議 可 意

案は次のとおりです。

九

 $\nabla$ 

議案第一号

工事請負契約の締結

に

道路整備に必要な財源

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ ~保険料の「年金差し引き」が10月から始まる方へ~

### 被用者保険\*の被保険者(加入者本人)だった方へ

被用者保険の被保険者だった方は、長寿医療制度に加入し てから9月まで、納入通知書や口座振替により保険料を納め ていただいていましたが、10月からは年金から差し引かれる ことになります。

ただし、下記①か②のどちらかに当てはまる方は、これまで どおり納入通知書や口座振替により納めていただきます。

①年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から差し 引かれていない方)

②介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が 引かれている年金額の半分を超える方

#### \* 被用者保険とは?

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆる サラリーマンの健康保険のことです。

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

### 被用者保険\*の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、長寿医療制度に加入し てから9月まで、保険料のお支払いが免除されていましたが、 10月からは年金から差し引かれることになります。

ただし、上記①か②のどちらかに当てはまる方は、納入通知 書や口座振替により納めていただきます。

なお、保険料額は、10月から平成21年3月までの合計で 2,100円です。2,100円になっていない場合は、お住まいの 市町村へお問い合わせください。

## \*加入した月によって、年金差し引きにならない場合があり ます。

詳しくは、保険料額決定通知書や保険料額変更決定通知書 をご覧ください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 役場町民課生活環境グループ係	電話011-290-5601
	役場町民課生活環境グループ係	電話5-1111(内線155・154)

▽意見案第一号 高橋建設と二億二, 万円で締結しまし 宮園 事 て(建築主体工事) の請負契約を、 寸 地 特公賃住宅建 た。  $\bigcirc$ (株) 定に関する意見書の提出  $\nabla$ 提出について の について 意見案第二号 確保に関する意見書の 新たな過疎対策法の



制